

【資料】 国際海洋法裁判所「モーリシャス／ モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決(2)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(モーリシャス／モルディブ) 国際海洋法裁判所特別裁判部先決的抗弁判決

判 決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 事実の概要
- IV. 管轄権及び受理可能性についてのモルディブの先決的抗弁
- V. 第一の先決的抗弁：不可欠第三者 (以上、本誌 56 巻4号)
- VI. 第二の先決的抗弁：主権の問題 (以上、本号)
- VII. 第三の先決的抗弁：海洋法条約74条及び83条の要件
- VIII. 第四の先決的抗弁：紛争の存在
- IX. 第五の先決的抗弁：手続きの濫用
- X. 管轄権及び受理可能性に関する結論
- XI. 主文

Oxman 及び Schrijver 両特任裁判官の共同宣言

Oxman 特任裁判官の個別反対意見

VI. 第二の先決的抗弁：主権の問題

101. 次に、モルディブの第二の先決的抗弁に目を向けよう。この抗弁は、当特別裁判部は「チャゴス群島に対する主権問題を判断する管轄権を持たない、……もし特別裁判部が本件裁判でモーリシャスの請求を判断するとなると、必然的に主権問題を判断することになる。」、とするものである。

102. この抗弁を扱うに当たっては、まず、海洋法条約288条1項における管轄権の範囲と、当特別裁判部に付託された紛争の性質について検討することから始めたい。

A. 特別裁判部の管轄権の範囲と本件紛争の性質

103. モルディブは、当特別裁判部の管轄権は、海洋法条約288条1項に基づく「『この条約の解釈又は適用に関する』紛争により設けられかつこの紛争に限定される」、と主張する。また、領土主権紛争は、明らかに、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争ではない、という。モルディブによると、「先例が明確にかつ一貫して確認しているように、領土主権紛争は、海洋法条約288条1項に基づく国連海洋法条約の裁判所の管轄権内にはない」。モルディブは、その主張を支えるために、チャゴス海洋保護区事件仲裁、南シナ海事件仲裁、並びに黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利事件（以下「黒海沿岸国権利事件」とする。）の仲裁裁判所の判断に言及する。

104. 当特別裁判部に付託された本件紛争の性質について、モルディブは、特別裁判部に付託された事件は、「主として、モーリシャスとイギリスの二国間での長期間未解決であるチャゴス群島についての領土主権紛争に係る」、と主張する。モルディブによると、海洋法条約74条と83条に基づき「提訴することができるのは、『向かい合っている』かまたは『隣接している』国だけである」。しかし、モーリシャスが現在のところモルディブと「向かい合っているか又は隣接している海岸」を有する国であるかどうかを判断するためには、特別裁判部は「チャゴス群島に対する主権に関するモーリシャスとイギリスの間の紛争を（明示的にか黙示的にかはともかく）判断すること」を必然的に求められることになる、という。

105. モルディブによると、特別裁判部はこのような主権紛争を審理する管轄権を持たない、なぜなら「モーリシャスがチャゴス群島に関して『沿岸国』であるかどうかの問題は、明らかに、国連海洋法条約の解釈または適用に関す

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）
る紛争ではないからであり、したがって、明らかに、条約288条に基づく特別裁判部の管轄権の外にある事項である。以上より、モルディブは、特別裁判部はモーリシャスの請求に関して管轄権を持たない、と主張した。

106. これに対し、モーリシャスは、モルディブが提起したこの先決的抗弁は却下されるべきである、なぜならその抗弁は特別裁判部が管轄権行使を否定するための基礎を示していないからである、と主張する。

107. 特別裁判部の管轄権の範囲については、モーリシャスは、特別裁判部の管轄権が海洋法条約の解釈または適用に関する紛争に限定され領土紛争はそういった紛争ではないということについては、特に主張していないようである。

108. 特別裁判部に付託された本件紛争の性質については、モーリシャスは、「本件紛争は、インド洋におけるモーリシャスとモルディブの排他的経済水域と大陸棚の境界画定に関係する」、と主張する。モーリシャスによると、モーリシャスは、「領土紛争を解決するために本件裁判手続を利用することを、求めてはいないしこれまで求めたこともない」、という。モーリシャスの見解では、特別裁判部がモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を妨げるような領土主権紛争は、存在しない。モーリシャスは、次のようにいう。

「2019年2月25日のICJ勧告的意見と国連総会決議73／295に従うなら、モーリシャスは、国際法上も、ICJからも国連からも、海洋境界画定に関してはモルディブと向かい合っているかまたは隣接している沿岸国として、認められている。」

したがって、モーリシャスにとっては、本件裁判の主題はチャゴス群島に隣接する海域の境界画定であって、同群島に対して、「イギリスは、ICJが明らかにしたように、その島と海域に対する主権ないし主権的権利の請求の見込みを持たない」、と述べた。

* * *

109. 国連海洋法条約288条1項は、次のように定める。

「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。」

つまり、当特別裁判部の管轄権は、「この条約の解釈又は適用に関する紛争」に限定される。

110. 領土主権の問題についての判断を必要とするような紛争は、海洋法条約288条1項に基づくこの条約の解釈または適用に関する紛争とみなすことはできない。これに関して、南シナ海仲裁事件で仲裁裁判所が次のように述べたことが、想起される。

「しかし、海洋法条約は、領土に対する国の主権について定めていない。したがって、当仲裁裁判所は、いずれの国が南シナ海における領土に対する主権を有しているか（特に、スプラトリー諸島あるいはスカボロー礁に対する主権に関する紛争）について判示することを、求められていないしそうするつもりもない。」

(フィリピンと中華人民共和国の間の南シナ海仲裁事件、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 33, p. 153, at p. 184, para. 5)

111. 両当事国は、当特別裁判部の管轄権は海洋法条約の解釈または適用に関する紛争に限定されること、及び領土紛争はそのような紛争ではないこと、について同じ見解を有している。

112. 次に、付託された本件紛争の性質について、検討する。モーリシャスは、本件請求通告書の27項と28項で、次のような請求を行った。

「27. モーリシャスは、国際海洋法裁判所に対し、国連海洋法条約に定められる原則と規則に従って、インド洋のEEZと大陸棚におけるモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を行うことを、要請する。これには、領海の幅を測定する基線から測定して200カイリを超える部分の大陸棚であってモーリシャスに属するものを含む。

28. モーリシャスは、また、国際海洋法裁判所に対し、国連海洋法条約74条1項と83条1項の合意に達するまでの間、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくしまたは妨げないためにあらゆる努力を払うという義務にモルディブが違反した、と宣言することを、要請する。」

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

113. 本件裁判手続に関連のある海域の地理、特にチャゴス群島の位置を考慮すると、モーリシャスの請求が前提とするのは、モーリシャスは、チャゴス群島に対し主権を有しており、海洋法条約74条1項と83条1項の意味におけるモルディブと向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国であって、これらの規定のそれぞれ3項の意味における関係国である、ということである。そして、両当事国は、モーリシャスの請求がこの前提に基づいていることについて、同じ見解を有している。

114. しかしながら、両当事国は、モーリシャスがチャゴス群島に対し主権を有しているというこの前提の妥当性について、見解が異なる。モルディブは、この前提は、モーリシャスとイギリスの間の長期の未解決な主権紛争に照らして、支持できない、という。これに対しモーリシャスは、当特別裁判部はこの前提を受け入れなければならない、という。なぜなら、ICJ 勧告的意見がすでにイギリスはチャゴス群島に対し主権者としての権利を持たないと判断しており、また、国際法の問題として、ICJ はチャゴス群島はモーリシャスのそしてモーリシャスだけの不可分の一部であることを確認したからである。モーリシャスは付言して、特別裁判部が求められていることは、この問題についてのICJの権威ある判断を認めこれを尊重し、両当事国間の海洋境界画定に進むことだけだ、という。

115. そのため、チャゴス群島の法的地位は、第二の先決的抗弁に関して両当事国の間で見解が異なる中核的争点である。上述のように、この問題はまた、第一の先決的抗弁に関して両国の見解が異なる中心的争点でもある。したがって、この問題についての当特別裁判部の検討は、第一の先決的抗弁と第二の先決的抗弁の両方に関係する。

B. チャゴス群島の法的地位

116. ここで、チャゴス群島の法的地位の問題を検討しよう。

117. モルディブは、「主権紛争は現在も存在したままであり」、「これが解

決されるまでは、海洋境界線(共有しているかどうかはともかく)に関する両当事国間の紛争は存在しえない」、と主張する。モルディブは、この主張を支えるために、次の主張を行った。第一に、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断は、主権紛争を解決しておらず、モーリシャスとイギリスの間で既判力が維持される。第二に、チャゴス事件勧告的意見は、主権紛争を解決していない。第三に、国連総会決議73/295は、主権紛争には何ら効果を持たない。第四に、いずれにせよ、モーリシャスとイギリスの主権紛争は事実の問題として存在している。

118. これに対し、モーリシャスは、ICJの勧告的意見に照らすと、チャゴス群島に対する主権の問題は存在しておらず、したがってモルディブの請求は却下されるべきである、と述べた。

119. 以下、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断、チャゴス事件勧告的意見、国連総会決議73/295、及びチャゴス群島に対する主権紛争の現在の地位に関して、両当事国が主張したことを、検討する。

1. チャゴス海洋保護区事件における仲裁判断

120. ここでは、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断が、チャゴス群島の法的地位について、何らかの関連性あるいは意味合いを有するかどうかの問題を取り上げる。

121. モルディブは、チャゴス海洋保護区事件において附属書VII仲裁裁判所はチャゴス群島に対するモーリシャスとイギリスの間的主権紛争が存在すると認定し、この紛争を解決することは管轄権の外だとしてその解決を否認した、と主張する。モルディブによると、「2015年の仲裁判断によると、モーリシャスとイギリスの間の領土紛争は国連海洋法条約の解釈または適用に関係しないから、この仲裁判断は全く無関係である」ので、「既判力を有する『終局』判決である」、という。

122. モルディブの主張によると、仲裁裁判所はモーリシャスの第一の申立に関する両当事国の紛争はチャゴス群島に対する領土主権に関係すると適切に

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

性格づけられているけれども、同裁判所は、モーリシャスの第四の申立 一つ たりイギリスの海洋保護区の宣言は、海洋法条約（特に2条、55条、56条、63 条、64条、194条及び300条を含む。）に基づく義務に違反する ー について管 轄権を行使することができる、と判示した。また、仲裁裁判所は、イギリスの 宣言は、海洋法条約2条3項、56条2項及び194条4項の違反に関係すると結論づ けたが、「その理由は、沿岸国の権限を行使するに当たり、イギリスはモーリシャ スと協議をせずあるいはモーリシャスの利益に妥当な考慮を払わなかったから である」、という。モルディブは、「仲裁裁判所の判断は、必然的に、イギリス をチャゴス群島周辺海域を管理するための関連のある沿岸国として扱っている」、 と主張する。

123. したがって、モルディブの見解では、「チャゴス海洋保護区事件仲裁判 断は、モーリシャスとイギリスの間で既判力を有しており、したがって、少な くとも主権紛争が解決するまでは、イギリスはチャゴス群島に関して国連海洋 法条約上の沿岸国の権利を行使することができる。」、という。

124. そして、チャゴス海洋保護区事件と本件事件との違いについてのモー リシャスの主張について、モルディブは、「チャゴス海洋保護区事件仲裁判断は、 本件裁判の両当事国の間で既判力を有すると主張してはならず、したがって、 モーリシャスの返答は関係がない」、と指摘した。

125. これに対し、モーリシャスは、「仲裁判断がチャゴス群島に関していず れの国が『沿岸国』かの問題について既判力を有しえないことは、争う余地が ない、なぜなら、附属書Ⅶ仲裁裁判所はこの問題について何ら判断していない からである」、と述べる。また、「その逆に、仲裁裁判所は、賛成3反対2で、 1982年海洋法条約において領土主権の問題について裁判を行う管轄権を有し ないとして、この問題について判示しないと決定した」、と述べる。モーリシャ スは、「要するに、チャゴス群島に対する主権は、附属書Ⅶ仲裁裁判所の裁判 で判断された事項でない、ということである」、と付言する。

126. モーリシャスは、「本件裁判でモーリシャスが求めている判断は、チャ ゴス海洋保護区事件で求めた判断と同じではないし、国連総会がチャゴス群島

に関する勧告的意見で求めた判断とも同じではない」、と主張する。モーリシャスによると、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断が言い渡された時から「決定的な進展があった」、それはICJの勧告的意見と国連総会決議73/295である、という。モーリシャスは、「これらが明らかにしているように、チャゴス群島はモーリシャスの領土の不可分の一部であって、したがって、モーリシャスは—モーリシャスだけが—モルディブとの海洋境界画定に関する沿岸国である」、と主張する。

127. モーリシャスはまた、「チャゴス海洋保護区事件で求められた救済またはこの裁判で判断された争点と、この特別裁判所で現在提起されている争点との間に、同一性はない」、と指摘する。そして、モーリシャスは、「これらは、同じ事実に基づいてはいないし、当事者も同じでない」、と付言した。

* * *

128. さて、本件紛争が当裁判部に付託される以前において、チャゴス群島の法的地位に関する問題は、まず附属書VII仲裁裁判所がイギリスがチャゴス群島周辺に設定した海洋保護区に関するモーリシャスとイギリスの間の紛争について検討し、その後、ICJがモーリシャスの非植民地化について国連総会が勧告的意見を要請したことに関して検討した。

129. 両当事国は、自国のそれぞれの請求を支えるため、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断とチャゴス事件勧告的意見に言及しこれらに依拠した。しかし、上述したようにそして後述するように、これら仲裁判断と勧告的意見の意味と効果について、両当事国の見解は相当に異なっている。

130. まずは、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断の検討から始めて、これがチャゴス群島の法的地位を明らかにしうるかどうかを評価することにする。

131. モーリシャスは、チャゴス海洋保護区事件仲裁において、イギリスがチャゴス群島周辺に海洋保護区を設定することは海洋法条約に違反すると主張して、4つの申立を行った。これらの申立のうち、当特別裁判部が扱わなければならない問題に関連しうるのは、第一の申立と第四の申立である。

132. モーリシャスの第一の申立は、次のものであった。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

「イギリスは『海洋保護区』その他の海洋区域を宣言する権利を持たない、なぜなら、イギリスは海洋法条約の特に2条、55条、56条及び76条の意味での『沿岸国』でないからである。」

（モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at p. 440, para. 158）

第四の申立は、次のものであった。

「イギリスが意図している『海洋保護区』は、海洋法条約（特に2条、55条、56条、63条、64条、194条及び300条を含む。）と1995年の公海漁業実施協定7条に基づくイギリスの実体的義務と手続的義務に、合致しない。」

（*Ibid.*, at pp. 440-441, para. 158）

133. 第一の申立について、仲裁裁判所は、「チャゴス群島に対する主権に関して、両当事国の間に紛争が存在する」としつつ、「チャゴス群島に対する主権に関する両当事国の紛争は、海洋法条約の解釈または適用に関係していない」、と判示した。したがって、仲裁裁判所は、モーリシャスの第一の申立を審理する管轄権を持たない、と結論づけた。

134. このように、仲裁裁判所は、チャゴス群島に対するモーリシャスとイギリスの間の主権紛争の存在を認めつつ、この紛争を審理する管轄権がないと結論づけた。これに関して、仲裁裁判所は、「チャゴス群島の分離についての1965年のイギリスとモーリシャス閣僚評議会（Council of Ministers）との間の合意」（以下「1965年合意」とする。）について述べている。仲裁裁判所によると、この1965年合意の有効性その他は、「モーリシャスの第一の申立と第二の申立（主権と、沿岸国の同定）に関する両当事国の申立の中心的要素である」（モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at pp. 533-534, para. 418）。

135. 第四の申立について、仲裁裁判所は、モーリシャスの第四の申立を審理し及び海洋法条約の次の規定と海洋保護区との両立性を審理する管轄権を有する、と判示した。

「(a) 2条3項。ただし、この規定が、領海におけるモーリシャスの漁獲の

権利に関する場合、または、イギリスの約束(防衛目的の必要がなくなったらモーリシャスにチャゴス群島を返還する、チャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物と石油の利益をモーリシャスに返還する)に関係する場合、

- (b) 56条2項。ただし、この規定が、イギリスの約束(防衛目的の必要がなくなったらモーリシャスにチャゴス群島を返還する、チャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物と石油の利益をモーリシャスに返還する)に関係する場合。

(モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at pp. 500-501, para. 323)

136. 仲裁裁判所は、モーリシャスの第四の申立について管轄権を有すると判断した後に、「1965年合意の法的効果も、これがランカスターハウス約束に関わる場合には、モーリシャスの第四の申立に関する両当事国の申立の中心的要素である」、と述べた(モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at p. 534, para. 419)。次いで、仲裁裁判所は、「モーリシャスの第四の申立についての裁判所の管轄権は、イギリスの約束の性質と射程を確証するために必要な範囲で、1965年合意を解釈することが認められる」、と判示した(*Ibid.*)。そして、仲裁裁判所は、1965年合意の法的地位を検討すると共に、どの範囲までモーリシャスの主張(1965年合意の有効性と、モーリシャスの独立後数年間にわたりイギリスが何度も繰り返し述べた約束の法的意義についての主張)を取り扱うよう要請されているかについて、検討した。

137. 仲裁裁判所は、これらの検討を踏まえて、次のように判示した。

〔(1) チャゴス群島における漁獲の権利は実際的に可能である限り引き続きモーリシャスが利用することができる、と保証したイギリスの約束は、領海に関しては法的に拘束力を有する。

(2) 防衛目的の必要がなくなったらモーリシャスにチャゴス群島を返還する、としたイギリスの約束は、法的に拘束力を有する。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

(3) チャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物と石油の利益をモーリシャスのために保全する、としたイギリスの約束は、法的に拘束力を有する。」

（モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at pp. 582-583, para. 547）

以上から、仲裁裁判所は、チャゴス群島周辺の海洋保護区の設定について、イギリスは海洋法条約2条3項、56条2項及び194条4項の義務に違反した、と宣言したのである。

138. さて、当特別裁判部の見るところ、仲裁裁判所がモーリシャスの第四の申立を検討する管轄権を有すると判断してイギリスは海洋法条約上の義務に違反したと結論づけたからといって、モルディブが主張するように仲裁裁判所がイギリスをチャゴス群島に関する沿岸国であると認めた、ということにはならない。その逆に、仲裁裁判所は、モーリシャスの第一の申立を扱った際、チャゴス群島に対してどの国が主権を有するかを判断する管轄権を持たないことを、明らかにした。第四の申立について、仲裁裁判所の主要な関心は、チャゴス群島に対する主権問題を害することなく、イギリスの海洋保護区宣言が海洋法条約上の義務と両立するかどうかを検討することであった。これに関して、仲裁裁判所は、イギリスの約束の性質と射程を確証するに必要な範囲で1965年合意を検討した上で、イギリスの約束は「1968年以後に何度も繰り返し確認されたことから」禁反言を理由に法的拘束力がある、と判断したのである（モーリシャスとイギリスの間の海洋保護区に関する仲裁事件、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at p. 548, para. 448）。したがって、当特別裁判部は、モルディブの次の主張を、受け入れることができない。

「チャゴス海洋保護区事件仲裁判断は、モーリシャスとイギリスの間で既判力を有しており、したがって、少なくとも主権紛争が解決するまでは、イギリスはチャゴス群島に関して国連海洋法条約上の沿岸国の権利を行使することができる。」

139. 当特別裁判部は、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断はチャゴス群島の

法的地位に何らかの関連性を有する、と考える。仲裁裁判所は、チャゴス群島に関して主権紛争が存在していることを認めつつも、附属書Ⅶ仲裁裁判所として管轄権の制約があるため、この紛争を扱うことができなかった。他方、当特別裁判部の見るところ、同仲裁裁判所が認定したチャゴス群島に関するモーリシャスの権利（チャゴス群島水域における漁獲の権利、防衛目的の必要がなくなったチャゴス群島の返還を受ける権利、チャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物と石油の利益を得る権利など）は法的拘束力のあるイギリスの約束に基づいており、裁判所のこの認定は、モーリシャスが海洋境界画定に当たりモルディブと向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国とみなされうるかどうかを評価するに当たり、何らかの役割を果たしうる。当特別裁判部は、後ほど結論を示す際にこの問題に立ち戻る（後述246項を見よ）。

2. 1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件に関する勧告的意見

140. 次に、チャゴス事件勧告的意見が、チャゴス群島の法的地位に何らかの関連性があるかどうか、あるいは何らかの意味合いを持つかどうか、を検討する。

141. モルディブは、チャゴス事件勧告的意見は、モーリシャスとイギリスの二国間の主権紛争を解決していないし、解決できなかった、と主張する。モルディブは、これに関して、次の主張を行った。第一に、「ICJは、主権紛争について勧告的意見を求められていないしそれを示してもいない。国連海洋法条約の適用上、関連のある沿岸国はいずれの国かの問題には、触れていないのである」。第二に、主権紛争の解決は、「ICJ勧告的意見の黙示的または必然的な帰結」ではない。第三に、仮にICJが主権紛争について勧告的意見を与えたとしても、その意見は国を拘束しない。第四に、ICJは、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断を覆すよう求められていないし、その権限もないし、その意図も持っていない。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

142. これに対し、モーリシャスは、「チャゴス群島に対する主権の問題は、ICJ 勧告的意見で解決されていることは疑う余地はなく、勧告的意見の結論は、すべての国連加盟国と国際組織にとって法的帰結をもたらす、と主張した。」

143. 以下、両当事国が提起した争点を、モルディブが主張した順で検討する。まず、ICJ に提出された質問の性質と勧告的意見の射程と内容を、考察する。次に、勧告的意見の帰結と法的効果を検討する。そして最後に、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断とチャゴス事件勧告的意見の関係を、取り上げる。

(a) ICJ に提起された質問とチャゴス事件勧告的意見の射程と内容

144. まず、モルディブは、国連総会が ICJ に提起した質問はいずれも、主権に関係していないし、モーリシャスとイギリスの間の主権紛争に関して意見を与えるよう ICJ に求めてもいない、と主張する。モルディブによると、「ICJ に提起された質問は、主権について一切触れていない」し、「ICJ 自身もそのことを明確にしている」。モルディブは、ICJ は「『国連総会は両国間の領土紛争を解決するために ICJ に意見を求めたわけではない』ことを、はっきりと認めている」、という。

145. モルディブは、ICJ は第一の質問を検討するに当たり次のように判断したことを、指摘する。

「質問 (a) において、国連総会は、当裁判所に対し、1965年から1968年までの間に生じた出来事であって、非自治地域であるモーリシャスの非植民地化の過程の枠組みにあるものを、検討するよう求めている。国連総会は、当裁判所に対し、イギリスとモーリシャスの間に存在する二国間の主権紛争を付託したのではない。」（訳者注：下線部（原文ではイタリック体）の強調は原文ママ）

146. モルディブが強調するところによると、ICJ は、主権紛争の解決を求められなかったからこそ、「要請された勧告的意見を与える管轄権を、『他国との紛争の司法的解決についての国の同意の原則を回避』せずに、行使できる」と

考えたのである、という。

147. モルディブは、特に、ICJに提起された第二の質問がこの点について参考になる、という。モルディブが指摘するところによると、ICJの回答は短く、「イギリスは、チャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負い、すべての国連加盟国は、モーリシャスの非植民地化を完了させるため、国連と協力する義務を負う」、と述べるにとどまる。モルディブは、次のように述べる。

「これらが、ICJが明示した唯一の法的帰結である。ICJは、イギリスが突然に主権を失ったとも、モーリシャスが突然に排他的な主権者あるいは沿岸国になったとも、述べていない。国連総会は、主権について意見を求めている。意見を求めたのは、非植民地化についての意見だけである。」

148. モルディブは、「ICJは二国間紛争について判断したのだというモーリシャスの主張が正しいといえるのは、ICJが、提起された法的質問を超えて判断してその管轄権を逸脱してしまった場合だけである」、という。

149. モルディブは、モーリシャスがICJの勧告的手続においてICJに「領土主権とモルディブとの海洋境界画定の両方に関わるようなあまりに広範な意見を与えさせようとした」ことに、注目する。すなわち、第一に、モーリシャスはICJに次のことを判示するよう求めた。

「チャゴス群島に対する主権は、完全に、非植民地化が適法に完了したか否かの問題に由来し、その問題に包摂され、この問題により決せられる。」

モルディブは、ICJはそうすることを拒否して、「国連総会はモーリシャスとイギリスの間の主権紛争あるいは領土紛争を解決することを求めている、と明白な表現で述べた」、と主張する。第二に、モーリシャスは、ICJに対し、次のことを判示するよう求めた。

「イギリスがチャゴス群島の統治を継続していることの法的帰結の1つは、イギリスが負う『モーリシャスと協議し及び協力する』義務であり、『特に、モーリシャスがモルディブとの海洋境界画定を開始することを認める』義務である。」

モルディブは、モーリシャスが「主権の請求よりも穏健なこれらの帰結を述べ

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）
る」よう求めたが、ICJはここでもまたこれを拒絶した、という。モルディブの見解では、「ICJの沈黙」は、主権紛争がモーリシャスに有利に解決されたとするモーリシャスの主張に、合致しない。

150. モルディブによると、「モーリシャスは、ICJがチャゴス群島は『モーリシャスの領土の一部であるしこれまでも常にそうであった』と結論づけたと繰り返し主張するが、これほど勧告的意見についてモーリシャスが間違った性格づけをしたことを示すものはない」。モルディブは、ICJはそのように言っておらず、「チャゴス群島が、1965年にモーリシャスから分離した時点で当該非自治地域 [つまりモーリシャス] の不可分の一部であったことは、明らかである」と述べただけである、という（訳者注：下線部（原文ではイタリック体）の強調は原文ママ）。

151. モルディブは、モーリシャスが、ICJ勧告的意見の2つの文からICJはチャゴス群島は現在モーリシャスの主権下にある領土の一部であると考えていると主張したことに反論して、「2文とも、適切に読みまた文脈から考えるとその結論を支持していない」、という。すなわち、第一に、イギリスはモーリシャスが「自国の領土の非植民地化」を完了しうようチャゴス群島の統治を終了しなければならないとした1文についていうと、その文脈をよく読むと分かるように、「その1文がはっきりと明確に言及しているのは、1965年時点でのモーリシャスの領土全体の非植民地化を完了させるべきとするイギリスの義務についてである」、という。そして、第二に、国際法に基づいて生じる義務はイギリスに対しその国の領土の一体性（チャゴス群島を含む。）を尊重するよう「要求している（require）」、と述べる1文についていうと、この1文は、その文脈から、「1965年時点での」モーリシャスの領土の一体性と、全地域について非植民地化の過程を完了させるべきイギリスの義務、について述べていると理解するのが適当である、と述べた。

152. これに対し、モーリシャスは、次の立場を示した。

「チャゴス群島がモーリシャスの領土の不可分の一部であるかどうか、同群島はイギリスの適法な植民地保有であるかどうかの問題は、国際法の問題

として、国際司法裁判所の2019年2月25日の勧告的意見によって、確定的に解決された。」

153. モーリシャスによると、勧告的意見の1文「国連総会は、当裁判所に対し、イギリスとモーリシャスの間に存在する二国間の主権紛争を付託したのではない」は、モルディブの立場「この勧告的意見は、モーリシャスとイギリスの二国間の主権紛争を解決していないし、解決することができなかった」を全く支持していない。文脈を読むと、この1文及び同じ効果を持つ勧告的意見の他の文は、「イギリスが、国連総会が要請した意見をICJは裁量を行使して与えないよう求めたことに対して、ICJが拒絶した文である」。モーリシャスによると、国連総会の要請を受け入れたことは、同意の原則を回避したと同じことである、という。

154. しかしながら、モーリシャスは、ICJはイギリスの異議を否定し当該質問は二国間の領土紛争に関係しないことを明確にした、と主張する。なぜなら、「この勧告的意見の要請が提起した争点は、非植民地化という一層広い枠組みに位置づけられるからである。国連総会の役割はその枠組みの中にあり、これらの問題は非植民地化から切り離すことができない」、という。

155. モーリシャスによると、ICJがどの争点が互いに切り離せないと考えたのか、疑問の余地はない、という。モーリシャスは、ICJは「チャゴス群島がモーリシャスの不可分の一部を構成するかどうかの問題は、モーリシャスの非植民地化の適法性の問題から、切り離すことができない」ことを認識しており、ICJの勧告的意見は必然的に両方の問題を扱い解決した、と主張する。モーリシャスは、ICJは続けて次のように述べた、という。

「しかし、当裁判所がモーリシャスとイギリスの見解が異なっている法的問題について判示しなければならないからといって、その要請に回答したら、当裁判所が二国間紛争を扱ったのだ、ということにはならない。」

モーリシャスの見解では、ICJは、国連総会の要請に回答しモーリシャスの非植民地化が適法に完了したかどうかを判断するに当たり、いずれの国がチャゴス群島に対し主権を有しているかを判断した、という。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件)先決的抗弁判決(2)

156. モーリシャスは、モルディブの主張に異を唱えて、ICJに主権問題が非植民地化の問題に包摂されると認定するよう「要望する(invite)」ことはしていない、と主張する。また、ICJはモーリシャスからのその要望を拒絶してもいない、なぜならICJはモーリシャスからそのように要望されていないからである、という。むしろ、モーリシャスがICJで主張したことは、イギリスが「根底にある主権紛争は、非植民地化の問題から切り離すことはできず、非植民地化に関して国連総会が提出した質問に回答することによって、主権問題は必然的に解決されることとなった」という主張と、同じである。モーリシャスの見解では、「ICJは、勧告的手続における主役2国の見解が完全に一致していたため、これらの質問に回答した結果、そのようにすることを選択した」とことは、決定的に重要なことである、という。

157. モーリシャスは、非植民地化は常に主権に関係している、なぜなら「非植民地化の最終的な結果は独立であり、新独立国による旧植民地全体に対する主権の行使である」からだ、と主張する。そのため、モーリシャスの見解では、ICJは、モーリシャスの非植民地化が適法に完了したかどうかの質問に回答するに当たり、「ICJがこれに回答する際には、いずれの国がチャゴス群島に対し適法な主権者であるかを判断している」ことを明確に理解している、という。

158. モーリシャスは、国連総会による第一の質問に対しICJが次のように判断したことを、指摘する。

「イギリスによるチャゴス群島の分離は、当時の慣習国際法の一部である国際法の基本的規則(自決権とその当然の帰結である領土一体性の権利を含む。)に違反するから、不法であり法的帰結をもたらさない。」

モーリシャスの主張によると、分離が不法であるから、したがってイギリスはチャゴス群島に関して何ら権利を持たない、という。

159. モーリシャスは、モーリシャスの非植民地化が未完了であるのは、イギリスが「その国の領土の一体性(チャゴス群島を含む。)を尊重する」義務を果たしていないからである、と主張する。モーリシャスによると、「国際法の問題として、チャゴス群島がモーリシャスの領土の不可分の一部であること

について、これ以上に明確な判断はありえない」、という。

160. モーリシャスの見解では、ICJの回答において明確な判断がなされているのが、モーリシャスの非植民地化の未完了から生じる法的帰結に関する国連総会の第二の質問に対してである、という。モーリシャスによると、ICJは、この質問に回答するに当たり、「イギリスは、モーリシャスが主権国家として独立を果たした後も、チャゴス群島を占拠し統治し続けたから、『継続的性格を有する違法行為』を行った」と判断した、という。その結果、「イギリスがチャゴス群島の統治を続けていることは、違法行為を構成しイギリスの国際責任を伴う」。したがって、イギリスは「チャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負うのであって、イギリスがそうすることで、モーリシャスは、人民の自決権に合致する方法で自国の領土の非植民地化を完了することができる」のである。この文言から、モーリシャスは、「これから導かれる唯一の結論は、ICJの見解では、モーリシャスだけがチャゴス群島に対する主権者である」、と主張する。

161. この点について、モーリシャスは、勧告的意見の2つの文で用いられた特別の文言に、注意を向ける。1つは、上述のように、ICJはイギリスはチャゴス群島の統治を終了するよう義務づけられていると判断したが、それは『モーリシャスが……自国の領土の非植民地化を完了することができる』ようにするためである。第二に、ICJは、現在形を用いて、「国際法に基づいて生じる義務は、イギリスに対し、その国 [つまりモーリシャス] の領土の一体性 (チャゴス群島を含む。) を尊重するよう要求している (require)」、と判示した¹⁸⁾。モーリシャスによると、ICJは「この義務への言及は、過去に限ったものとしてはいない」、という。そして、モーリシャスは、これらの文言は一つの解釈のみを許容する、すなわち、ICJは、「チャゴス群島はモーリシャスの領土の不可分の一部であり、モーリシャスだけがチャゴス群島を含む自国領土のすべてに対する主権者である」と結論づけたのである、と主張した。

18) 訳者注：この項の下線部は原文ママ。

* * *

162. さて、国連総会がICJに勧告的意見を求めた質問は、次のものであった。

〔(a) モーリシャスの非植民地化の過程は、モーリシャスからチャゴス群島が分離された後モーリシャスが1968年に独立した時に、国際法（1960年12月14日の国連総会決議1514（XV）、1965年12月16日の国連総会決議2066（XX）、1966年12月20日の国連総会決議2232（XXI）及び1967年12月19日の国連総会決議2357（XXII）に反映されている義務を含む。）を考慮して、適法に完了したか。

(b) イギリスがチャゴス群島を統治し続けていることから生じる国際法（上述の国連総会決議に反映されている義務を含む。）上の帰結（モーリシャスがチャゴス群島への自国民（特にチャゴス島出身者）の再定住計画を実施できないことに関する帰結を含む。）は何か。〕

163. 国連総会が提出した質問は、モーリシャスの非植民地化の過程の適法性と、イギリスによるチャゴス群島の統治の継続から生じる国際法上の帰結、に関するものである。

164. また、両当事国は、国連総会は、勧告的意見を要請するに当たり、「両国間の領土紛争を解決するためにICJに意見を求めたわけではな」く、また「当裁判所に対し、イギリスとモーリシャスの間に存在する二国間の主権紛争を付託したのではない」とICJが判断した（1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 117, para. 86 and at p. 129, para. 136）ことに、言及する。

165. しかし、両当事国は、これらの判断の意味と意味合いについて、見解が異なる。モルディブの見解では、提起された質問の性質から、ICJは、イギリスとモーリシャスの間の主権紛争を取り扱わなかったし、そうすることができなかった、とする。これに対し、モーリシャスの見解では、ICJはそのように述べている、なぜなら「この勧告的意見の要請が提起した問題は、『非植民地化という一層広い枠組みに位置づけられる』からであるとし、また、ICJは、モーリシャスの非植民地化とその帰結についての質問に回答することにより、

チャゴス群島に対する主権の問題を判断した、とする。

166. 当特別裁判部が見るところ、ICJは国連総会は主権についての二国間紛争をICJに付託していないと宣明しているが、このことは必ずしも、この勧告的意見が主権の問題と無関係であるとか何ら意味合いはない、と推論できることにはならない。非植民地化と主権との間の密接な関係に鑑みると、そのような推論には無理がある。ICJ自身、そのような推論を否定している。ICJは、「当裁判所がモーリシャスとイギリスの見解が異なっている法的問題について判示しなければならないからといって、その要請に回答したら、当裁判所が二国間紛争を扱ったのだ、ということにはならない。」(1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 118, para. 89)、と述べている。

167. 次に、この勧告的意見が、明示的にか黙示的にかはともかく、チャゴス群島に対する主権紛争を取り扱ったのかどうかについて、検討する。両当事国は、この問題について全く正反対の立場である。モルディブはこの勧告的意見はモーリシャスとイギリスの間の主権紛争を解決していないし解決することはできないと主張するのに対し、モーリシャスは勧告的意見はモーリシャスに有利な形で主権問題を確定的に解決したと主張する。

168. 前提的に述べておくが、他国との紛争の司法的解決についての国の同意の原則は、国際的な司法手続において基本的なものである。国際裁判所が、争訟手続にせよ勧告的手続にせよ、紛争当事国の同意なく二国間紛争を解決することができるという命題を受け入れることは、この同意原則に反する。しかし、だからといって、勧告的意見が主権紛争について何らの意味合いも持ちえないということにはならない。

169. 以下、チャゴス事件勧告的意見のうち、この点について特に関連のある項を見てみよう。

170. 国連総会が提起した第一の質問に関して、関連のある項は、次のものである。

[170. チャゴス群島が、1965年にモーリシャスから分離した時点で当該

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

非自治地域の不可分の一部であったことは、明らかである。

……

172. 当裁判所は、植民地モーリシャスの閣僚評議会がランカスターハウス合意に基づいてチャゴス群島の分離に原則として合意した事情を再検討して、この分離は関係人民の自由かつ真正な意思の表明に基づいていない、と考える。

173. 当裁判所は、国際法に基づいて生じる義務及びモーリシャスの非植民地化の過程で国連総会が採択した諸決議に反映されている義務は、統治国としてのイギリスに対し、その国の領土の一体性（チャゴス群島を含む。）を尊重するよう要求している、と考える。

174. 当裁判所は、チャゴス群島が不法に分離され BIOT と称する新植民地に編入された結果、モーリシャスの非植民地化の過程は、チャゴス群島の分離の後に1968年にこの国が独立した時点では、適法に完了したとはいえない、と結論づける。」

（1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at pp. 136-137）

171. このように、ICJ は、1965年時点で明らかにモーリシャスの不可分の一部であったチャゴス群島が分離されたことは、関係人民の自由かつ真正な意思の表明に基づいておらず、したがって、モーリシャスの非植民地化の過程は適法に完了したとはいえない、と判断した。ICJ がこれらの判断を行ったのは、植民地モーリシャスの閣僚評議会が1965年合意に基づいてチャゴス群島の分離に原則として合意した事情を再検討した上でのことである。この合意の有効性その他は、上述したように（134項を見よ）、チャゴス海洋保護区事件で仲裁裁判所が主権に関する両当事国の申立の「中心的要素」である、としている。以上より、ICJ のこれらの判断は、チャゴス群島に対する主権問題について、何らかの意味合いを持ちうる。

172. 国連総会の第二の質問に関して、勧告的意見の関連のある項は、次のものである。

[177. 当裁判所は、モーリシャスの非植民地化は人民の自決権に合致した方法で行われてはいないと認定しており、したがって、イギリスがチャゴス群島の統治を続けていることは、違法行為を構成しイギリスの国際責任を伴う。これは、継続的性格を有する違法行為であって、モーリシャスからチャゴス群島を分離した結果として生じるものである。

178. したがって、イギリスは、チャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負うのであって、イギリスがそうすることで、モーリシャスは、人民の自決権に合致する方法で自国の領土の非植民地化を完了することができる。

179. モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法は、国連総会が、非植民地化に関する任務を遂行するに当たり、これを決める権限を有する。

.....

180. 自決権の尊重は対世的義務であるから、すべての国は、この権利の保護に法的利益を有する。当裁判所は、モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために求められる方法について宣明するのは国連総会であるけれども、すべての加盟国は、その方法を実施するために国連と協力しなければならない。

.....

182. 当裁判所は、イギリスは、チャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負い、すべての国連加盟国は、モーリシャスの非植民地化を完了させるため、国連と協力する義務を負う、と結論づける。」

(1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at pp. 138-140)

173. このように、ICJは、イギリスがチャゴス群島の統治を続けていることは、継続的性格を有する違法行為であり国際責任を伴う、とし、可及的速やかにこれを終了しなければならない、と判断した。当特別裁判部は、これらの判

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

断の意味するところは、上述の判断と合わせて、チャゴス群島に対するイギリスの主権の請求について誤解の余地はない、と考える。当特別裁判部の見るところ、イギリスのかかる請求は、ICJの判断—チャゴス群島の分離は違法であり、イギリスがチャゴス群島の統治を続けていることは継続的性格を有する違法行為を構成する—に反するものである。

174. ICJのこの判断は、また、モーリシャスの主権の請求についても重要な意味合いを持つ。ICJが認定したように、モーリシャスの領土には、イギリスによる違法な分離があった時点で、チャゴス群島が含まれていた。特に、ICJは次のように判断した。「国際法に基づいて生じる義務及びモーリシャスの非植民地化の過程で国連総会が採択した諸決議に反映されている義務は、統治国としてのイギリスに対し、その国の領土の一体性（チャゴス群島を含む。）を尊重するよう要求している」（1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 137, para. 173）。当特別裁判部の見解では、この一節は、チャゴス群島に対するモーリシャスの主権を示唆していると解釈できる。同じことは、ICJの次の判断についてもいえる。「イギリスは、チャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負うのであって、そうすることによって、モーリシャスは、人民の自決権に合致する方法で自国の領土の非植民地化を完了することができる」（*ibid.*, at p. 139, para. 178）。当特別裁判部は、非植民地化の過程はまだ完了していないこと、そして、これに関してICJが「モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法」は国連総会に委ねられていると述べたこと（*ibid.*, at p. 139, para. 179）、に留意する¹⁹⁾。

175. 当特別裁判部は、上述の認定とその他の関連する要素を考慮して、チャゴス群島の法的地位を評価することとする。その評価に基づいて、モーリシャスが、海洋法条約74条1項と83条1項における海洋境界画定においてモルディブが向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国とみなされうるか

19) 訳者注：この項の下線部（原文ではイタリック体）の強調は原文ママ。

どうかについて、結論を示したい。

(b) チャゴス事件勧告的意見の帰結

176. 第二に、モルディブは、主権紛争の解決はチャゴス事件勧告的意見の「黙示的または必然的な帰結」ではない、と主張する。

177. モルディブは、モーリシャスが「勧告的意見は、必要な推論(necessary implication)により主権紛争を解決したと考えることができる」と主張していることに反対して、モーリシャスのこの主張は、特別裁判部に対して、「ICJは、明言していないけれども、主権紛争についての非植民地化の問題の帰結に関するモーリシャスの主張に同意している」と推測するよう要求している、という。しかし、モルディブは、ICJがこのように判断することを拒否したことは、「ICJは、これらの問題について意見を与えるよう要請されていないし、モーリシャスが主張するような帰結はICJの勧告的意見から導かれると考えてもいない」という事実に合致する、という。

178. これに関して、モルディブは、次の3点を主張した。第一に、モーリシャス自身の解釈が何であれ、モーリシャスとイギリスの間の主権紛争についての勧告的意見の帰結について両国間に紛争があることは、否定できない。勧告的意見についての自国の解釈は正しいと考えているけれども、その自国の解釈が正しいかどうかはここでは関係ない、なぜなら、「勧告的意見の正しい解釈は、海洋法条約の解釈または適用に関する問題ではないからである。勧告的意見の解釈は、完全に、当特別裁判部の管轄権の射程の外にある」。

179. 第二に、「チャゴス事件勧告的意見は、必要な推論によって主権紛争を解決したとするモーリシャスの主張は、明らかに説得力がない」。国際法の原則の問題として、「当該地域に関して非植民地化の過程を完了する義務を負う統治国は、直ちに当該地域に対する主権を剥奪される」ことには、ならない。このような義務が存在しているからといって、必然的にも自動的にも、主権を直ちに喪失することにはならないのである。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

180. 第三に、モーリシャスが言及するナミビア事件勧告的意見も西サハラ事件勧告的意見も、「主権紛争は、チャゴス事件勧告的意見の必然的な帰結として解決された」ことを確認するに当たり、モーリシャスを支持していない。これらの勧告的意見が扱った事実状況と法的状況は、重要な点で異なっている。

181. モルディブは、ナミビア事件勧告的意見は、モーリシャスの主張に反して、「主権問題を確定的に解決した」とはいえない、という。モルディブによると、ナミビア事件での争点は、委任統治国としての南アフリカの義務の範囲であって主権の請求ではないし、そもそも同国は主権を請求したことがない。これと異なり、イギリスの植民地であったモーリシャスに対してイギリスが歴史的に主権を保持していたことは、争いがない。委任統治協定が適法に終了した以上、南アフリカは、ナミビアを統治する権利もいかなる種類の権原も、持たなかった。しかし、イギリスについては、そうではない。モルディブの見解では、「チャゴス事件勧告的意見が明らかにしているように、統治の権利は、イギリスが撤退するまではイギリスが保持したままである」。また、モルディブは、拘束力のある安保理決議が、すべての国はナミビアにおける南アフリカの居座りの違法性と無効性を承認するよう強制されることを確保していたのに対し、チャゴス群島についてはそのような効果のある安保理決議はない。これらの理由で、モルディブは、ICJは、チャゴス群島の状況とナミビアの状況と比較しなかったし、イギリスがチャゴス群島の統治を続けていることの帰結について勧告的意見を与えるに際しナミビア事件勧告的意見に言及することもなかった、と主張する。

182. 西サハラ事件勧告的意見について、モルディブは、モーリシャスの主張と異なり、ICJが勧告的手続に対するスペインの異議を否定したのは「求められた意見を与えると、二国間の主権紛争を解決しないし、また西サハラの施政国であるスペインの権利に影響を与えることになる」からだ、という見解を示した。ICJは主権について勧告的意見を与えてはいるが、これは第二の質問に対する回答の文脈であった。この第二の質問は、ICJに対し直接に、西サハラに対する歴史的な主権その他の法的関係性の問題を検討するよう求めるもので

ある。主権の歴史的関係性はまさに第二の質問の主題であったから、「モーリシャスが当特別裁判部に本件裁判において行うよう求めたように、〔西サハラ事件において〕主権についての黙示的な帰結は何かを裁判所の言明から推測する」必要はなかったのである。そして、モルディブは付言して、西サハラ事件勧告的意見は、「非植民地化を完了する義務は、領土主権と同一ではない。当裁判所は、領土主権についての必然的なまたは黙示的な帰結をもたらすことなく、非植民地化完了義務について意見を述べるができる」ことを確認した、と述べた。

183. これに対し、モーリシャスは、チャゴス事件勧告的意見の帰結について、次のように主張した。

「モーリシャスは、チャゴス群島に対し主権を請求する権利を有する唯一の国である。イギリスは、この群島に関して主権を持たない。そして、本件裁判手続に関する限り、イギリスはモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定から影響を受けるような法的権利を持たない。」

184. モーリシャスは、勧告的意見についてのモルディブの解釈について、「本質的なところでは、モルディブは、特別裁判部に対して、ICJの権威ある判断—イギリスはチャゴス群島に関して主権または主権的権利を請求する法的根拠を持たない—を無視し効果的に覆すよう求めている」、と主張する。これに関して、モーリシャスは、「特別裁判部がICJと国連総会に正面から反対できるほどの十分な根拠はない」、と主張する。モーリシャスは、モーリシャスとモルディブの間で重複する海域の境界画定を進めるに当たり、特別裁判部は、「ICJが確認したような、モーリシャスの領土の一体性に関すること以上のことを、求められてはいない」、と述べる。

185. モーリシャスは、モルディブの主張—国際法の原則の問題としていうと、非植民地化を完了する義務が存在しているからといって必然的に主権を直ちに喪失することにはならない—に強く反論する。すなわち、モルディブが引用する典拠は、そのような「国際法の原則」の存在だけではない。その逆に、「モルディブは、イギリスがモーリシャスから違法に分離したチャゴス群島に対す

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

る主権の請求の見込み（plausibility）すら認めている。これは、不法から権利は生じない（*ex injuria non oritur jus*）とする国際法の一般原則に反することになる」、という。

186. モーリシャスは、ICJの勧告的意見は主権問題を解決したとする主張を支えるため、ナミビア事件勧告的意見に言及する。モーリシャスによると、国連総会は、ICJ勧告的意見の後1967年に南西アフリカ理事会を設置し、この理事会は、南西アフリカが独立を果たすまでこの地域に対し施政を行う任務を有し、国連に与えられた権限と義務に従い継続して行動した。他方南アフリカは、この地域に立ち入ることが許されなかった。つまり、このことは、「南アフリカの反対があったにも関わらず、ICJの勧告的意見の即時かつ権威ある法効果」を示している、という。

187. モーリシャスは、西サハラ事件勧告的意見に言及した上で、ICJは勧告的意見を与えるべきだと判断した、という。というのは、その要請は基本的に非植民地化の問題を提起するものであり、「主権の問題はこの非植民地化の問題の中に包含されかつこれに付随する」ものであるからである。そして、モーリシャスは、ICJがチャゴス事件勧告的手続で言及した問題は同様に非植民地化に関係しているけれども、「非植民地化の適法性が判断された以上は、領土主権の問題はもはや生じない」、と述べた。

* * *

188. さて、当特別裁判部は、ある地域の非植民地化は当該地域に対する主権の問題に関して重大な帰結を伴うと考える。なぜなら、非植民地化と領土主権は、相互に密接に関係するからである。非植民地化がどの程度領土主権に関係するかは、各事案の個別の事情による。

189. 当特別裁判部の見るところ、モーリシャス（チャゴス群島を含む。）の非植民地化と主権は、不可分に関係している。このことは、仲裁裁判所もチャゴス海洋保護区事件仲裁判断で認めている。すなわち、「1965年合意」の有効性その他は、「モーリシャスの第一の申立と第二の申立（主権と、沿岸国の同定）に関する両当事国の申立の中心的要素である」（前述134項を見よ）。このこと

はまた、ICJも、チャゴス事件勧告的意見で、「この勧告的意見の要請が提起した問題は、非植民地化という一層広い枠組みに位置づけられるからである。国連総会の役割はその枠組みの中にあり、これらの問題は非植民地化から切り離すことができない」と述べたことから、窺える(1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 118, para. 88)。

190. モルディブの第一の主張についてであるが、当特別裁判部は、チャゴス事件勧告的意見の帰結についての両当事国の意見の不一致は特別裁判部の管轄権の外にある、とは考えない。海洋法条約288条4項に基づき、当特別裁判部は、自身の管轄権について決定する権限を有する。これに関して、チャゴス事件勧告的意見がチャゴス群島の法的地位を明確にしたかどうかは、当特別裁判部の管轄権にとって中心的な問題である。したがって、当特別裁判部は、自身の管轄権について判断するために必要な限度で、ICJの勧告的意見の帰結についての両当事国の紛争を評価する権限を有する。

191. モルディブは、非植民地化の過程を完了する義務は、必然的にも自動的に主権を直ちに喪失することにはならないと主張するが、当特別裁判部の考えでは、関連する問題は、このことはモーリシャスの非植民地化という特定の事情において該当するかどうかであって、一般的な命題として妥当するかどうかではない。モーリシャスの場合、上述したように、非植民地化と主権の問題は不可分に関係しており、そのため、非植民地化に関する判断は必然的に主権に関係しうる。

192. 主権についての非植民地化の帰結に関して、両国が自国の見解を支持するために言及したナミビア事件と西サハラ事件に関するICJの勧告的意見についていうと、両事件の事情が本件事の事情と異なっているため、当特別裁判部は、両勧告的意見からモルディブの見解とモーリシャスの見解のいずれかを支持するような有意な推論を引き出すことは困難である、と考える。

(c) チャゴス事件勧告的意見の法効果

193. 第三に、モルディブは、仮に ICJ が主権紛争について勧告的意見を与えたとしても、その意見は国を拘束しない、と主張する。

194. モルディブは、勧告的意見が拘束力を持たないことについて両当事国の意見が一致している、という。ICJ 自身、勧告的意見は、要請した機関に対してすら拘束しないし、いわんや国家などのその他の団体を拘束しないことを、多くの機会を確認している。更に、モルディブの見解によると、「勧告的意見が国際法についての抽象的な言明として先例において何らかの権威を有するとしても、勧告的意見は、特定の紛争において裏口から国を拘束するような手段ではない」、という。

195. モルディブは、チャゴス事件勧告的意見について、「たとえ ICJ が主権紛争について意見を述べる意図があったとしても、その意見は国連総会に対してもいかなる国（イギリスとモルディブを含む。）に対しても拘束力を持たない、と主張する。

196. モルディブは、モーリシャスが言及した欧州連合司法裁判所（以下「EU 司法裁判所」とする。）が裁判を行った2つの事件（後述199項）について、いずれの事件もモーリシャスの立場を支持しない、と主張する。モルディブによると、EU 司法裁判所が国家間紛争を解決することは可能であるけれども、同裁判所はこれらの事件においてはその役割を果たしていない。そして、モルディブは、EU 司法裁判所の大法廷または EU 司法裁判所は、いずれの事件においても、ICJ の勧告的意見が「EU 司法裁判所、EU 機関あるいは EU 構成国を拘束する」と述べてはいない、と主張した。

197. これに対し、モーリシャスは、勧告的意見はそれ自体拘束力を持たないけれども、だからといって、法的効果を持たないことにはならない、という。モーリシャスによると、ICJ が勧告的意見を与えるとき、「勧告的手続を行うこととなった問題に関して、法についての権威ある言明を示している」。ICJ は国連の主要な司法機関であるから、勧告的意見で述べられた法についての言

明は権威があるとみなされる、という。

198. モーリシャスは、この問題に関する学説に言及して、ICJが勧告的意見で宣明したことは、判決で宣明したことと同じ基礎に基づいており、ICJの先例の不可分の構成物とみなされる、という。モーリシャスはまた、勧告的意見それ自体の遵守は義務でないとしても、国は、ICJが宣言し明らかにした法を遵守するよう拘束され義務づけられるのであって、それは争訟事件か勧告的意見かに関わらない、と主張する。

199. モーリシャスの見解では、「ICJが勧告的意見で示した法的判断は、他の国際裁判所により、拘束力を有し法を記述する言明として受け入れられている、という。これに関して、モーリシャスは、EU司法裁判所が裁判を行った2つの事件に言及する。モーリシャスは、EU司法裁判所はEU評議会対ポリサリオ戦線(Front Polisario)事件(Case C-104/16P)でICJの西サハラ事件勧告的意見での判断を国際法の問題として確定的であることを受け入れた、と主張する。同様に、EU司法裁判所は、欧州ユダヤ人機構プサゴット地方ブドウ園(Organisation juive européenne and Vignoble Psagot)対フランス経済・財務省事件(Case C-363/18)で、ICJのパレスチナ占領地における壁の法的帰結事件に関する勧告的意見での事実認定と法的判断を、適用した。以上から、モーリシャスは、西サハラ事件勧告的意見と壁事件勧告的意見それ自体は、モロッコあるいはイスラエルを拘束しないが、両関係国を含むすべての国は、「ICJが同定し適用した国際法規則」により拘束されるのである、と強調する。

200. モーリシャスは、チャゴス事件勧告的意見は「イギリスその他の国が法的に拘束される法的義務について、多く言及している」、「たとえこの勧告的意見それ自体が拘束力がなくとも、これらの法的義務が拘束力を有する」、と主張する。

201. モーリシャスはまた、2019年の勧告的意見は、国連総会により受け入れられ是認されている、という。そして、モーリシャスは、これは「国連が承認した法である」とし、次のように述べた。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

「この勧告的意見は、チャゴス群島を違法に統治している国の政府が自国を拘束するものとしてこれを受け入れなくとも、また、その政府がICJが勧告的意見で宣言した国際義務を無視して行動しようとも、影響を受けることなくそうあり続ける。」

* * *

202. さて、一般的に認められているように、ICJの勧告的意見は法的に拘束するとみなしえない。ICJ自身が、ブルガリア、ハンガリー及びルーマニアとの平和条約の解釈事件に関する勧告的意見で述べたように、「ICJの回答は、勧告的性格のものしか持たない。それ自体では、勧告的意見は拘束力を持たない」（ブルガリア、ハンガリー及びルーマニアとの平和条約の解釈事件、第一段階、勧告的意見、*I.C.J. Reports 1950*, p. 65, at p. 71；また、西アフリカ地域漁業委員会事件、勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at. p. 26, para. 76を見よ）。ただし、同じく一般的に認められているように、勧告的意見は、その意見が扱う問題に関する国際法についての権威ある言明を伴うものでもある。

203. これに関していうと、当特別裁判部は、ICJの勧告的意見の拘束的性格（binding character）と権威性（authoritative nature）を区別する必要がある、と考える。勧告的意見が拘束力を持たないのは、争訟手続の当事国が判決に従うよう義務づけられているのに対し、勧告的意見を要請する団体は同じように勧告的意見に従うよう義務づけられてはいないからである。しかし、勧告的意見でなされた司法的判断は、判決でなされた司法的判断よりも重みと権威に劣るということはない。なぜなら、勧告的意見での司法的判断は、国際法の問題について権限を有する国連の「主要な司法機関」が判決と同様の厳格さと慎重さ（rigour and scrutiny）をもって行ったものであるからである。

204. 当特別裁判部は、これに関して、EU司法裁判所が、ICJの勧告的意見は「拘束力」を有すると示唆してはいないが、ICJが勧告的意見で行った法的判断と事実認定に相応の重要性を付与していることに、留意する。

205. 当特別裁判部の見解では、勧告的意見は拘束力がないというだけの理

由で、ICJが勧告的意見で行った判断を無視することはできない。チャゴス事件勧告的意見でのICJの判断は、正しい。特に、モーリシャスの非植民地化の過程はチャゴス群島の分離の後に1968年にこの国が独立した時点では適法に完了したとはいえないという判断と、イギリスはチャゴス群島の統治を可及的速やかに終了する義務を負うとした判断は、そうである。当特別裁判部は、これらの判断は法的効果を有する、と考える。

206. したがって、当特別裁判部は、これらの判断を承認して、チャゴス群島の法的地位を評価するに当たりその判断を考慮することとする。

(d) チャゴス海洋保護区事件仲裁判断とチャゴス事件勧告的意見の関係

207. 第四に、モルディブは、ICJの勧告的意見はチャゴス群島に関する主権紛争を解決していないという主張を支えるため、ICJはチャゴス海洋保護区事件仲裁判断を「覆すよう求められていないし、その権限もないし、その意図も持っていない」、と主張する。

208. モルディブは、仲裁裁判所はチャゴス群島に関してモーリシャスとイギリスの間に主権紛争が存在すると判断したのであって、この紛争は海洋法条約の解釈または適用には関係しない、という。モルディブは、仲裁裁判所は、「2015年に全員一致で、イギリスは国連海洋法条約に従ってチャゴス群島に関して沿岸国の権限を行使することができる」と判断した」、と主張する。

209. モルディブによると、これらの認定はモーリシャスとイギリスの間において既判力を有しており、ICJが「拘束力を有する既存の仲裁判断を覆そうと考えることはありえなかった」、という。したがって、モルディブの見解では、勧告的意見は、二国間に現存する主権紛争を解決していないし、沿岸国として行動するイギリスの権原についての仲裁裁判所の判断を覆してもいない、と述べた。

210. これに対し、モーリシャスは、モルディブの主張は勧告的手続でのイギリスの主張と同一であるが、これはICJが否定した、と主張する。モーリシャ

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

スによると、ICJは、「仲裁判断は、国連総会が提起した争点のいずれについても既判力を有しない」と判断した、という。

211. モーリシャスは、ICJは仲裁判断を上書きするとか覆す必要はなかった、なぜなら、仲裁裁判所が判断した問題は、ICJでの争点と同一でないからである、と強調する。モーリシャスは、「附属書VII仲裁裁判所が『沿岸国』問題について裁判を行わないと決定したことは、ICJが覆すべき判断がこの問題についてそもそも存在していないことを、強調している」、と指摘する。

212. そして、モーリシャスはまた、ICJは、海洋法条約上の管轄権の制約に服さないから、自由に、「モーリシャスの非植民地化の適法性について意見を述べることができたし、また、独立前も独立後も、チャゴス群島がモーリシャスの領土の不可分の一部であるかどうかについて、仲裁裁判所の領域に足を踏み入れることなく意見を示すことができた」、と述べた。

* * *

213. さて、モーリシャスの主張の前提は、モーリシャスとイギリスの間の主権紛争の存在に関して及びいずれの国がチャゴス群島に関して沿岸国の権限を行使することができるかに関して、仲裁裁判所が既判力を有する仲裁判断を行った、とするものである（前述121項～123項を見よ）。

214. 当特別裁判部が前述133項で留意したように、仲裁裁判所は、チャゴス海洋保護区事件において、モーリシャスとイギリスの間にチャゴス群島に対する主権紛争が存在していること、及び、仲裁裁判所はその紛争を審理する管轄権を持たないこと、を認定した。仲裁裁判所は、海洋法条約288条1項に基づき同条約の解釈または適用に関する紛争にその管轄権が限定されるけれども、これと異なりICJは、勧告的意見を与えるに当たりそのような管轄権の制約はない。したがって、ICJは、モーリシャスの非植民地化に関する問題を検討することができ、検討した結果、特にモーリシャスからのチャゴス群島の分離は違法である、と結論づけた。したがって、勧告的意見が主権紛争を解決したかどうかに関わりなく、勧告的意見が仲裁判断を覆したかどうかの問題は、存在しない。なぜなら、ICJが述べたように、「仲裁裁判所がチャゴス海洋保護

区事件で判断した問題は、ICJのこの裁判手続における問題と、同一でない]からである(1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 116, para. 81)。

215. 当特別裁判部は、前述138項において、モルディブの主張—仲裁裁判所は、モーリシャスとイギリスの間で既判力を有するものとして、主権紛争が解決するまでは、イギリスはチャゴス群島に関して海洋法条約上の沿岸国の権利を行使することができると判断した—を、受け入れなかった。したがって、勧告的意見が主権紛争を解決したかどうかに関わりなく、勧告的意見が仲裁判断を覆したかどうかの問題は、存在しえない。なぜなら、仲裁判断はそのような効果を伴う判断を行っていないからである。

3. 国連総会決議73/295

216. 次に、チャゴス群島の法的地位についての国連総会決議73/295の関連性あるいは意味合いに、目を向けよう。

217. モルディブは、国連総会決議73/295は主権紛争に対し何ら効果を持たない、と主張する。モルディブによると、これは純粹に政治的な言明であって、拘束力ある文書でもないし「チャゴス事件勧告的意見を拡充したものあるいは有権的に解釈したもの」と解する文書でもない。

218. モルディブは、この決議の内容にも触れて、「主権」の語は決議文のどこにも現れていない、という。モルディブの見解では、この決議は主権紛争を解決する意図も解決する力もない。特に、決議は、「チャゴス群島はモーリシャスの領土の不可分の一部を構成する」と述べるに当たり、勧告的意見以上のことを述べてはいない。勧告的意見は、チャゴス群島は「1965年にモーリシャスから分離した時点で」モーリシャスの不可分の一部だったとしか、認定していないのである。

219. モルディブは、「国連総会決議はモーリシャスとイギリスの間の主権紛争が解決されているとする証拠にはならないという理由は、3つある」、という。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

第一に、国連総会決議は、自身の権限では国を拘束することはない。第二に、決議がチャゴス事件勧告的意見を拡充したあるいは有権的解釈を提供した、と解することはできない。第三に、事実の問題として、チャゴス群島に対する主権は、決議が採択された後も、紛争中のままである。したがって、モルディブは、「モーリシャスとイギリスが、両国の紛争を解決するものとして決議を受け入れたと考える」ための基礎がない、と主張した。

220. これに対し、モーリシャスは、国連総会は、勧告的意見の後に決議73／295を採択し、勧告的意見を歓迎し是認した、という。モーリシャスはまた、この決議は特に、「ICJの勧告的意見に従って」、チャゴス群島がモーリシャスの領土の不可分の一部を構成することを確認した、という。更に付言して、国連総会はまた、イギリスに対し、「この決議の採択の時から6ヵ月以内に無条件でチャゴス群島の植民統治から撤退」することを「要求し（demand[ed]）」、すべての国連加盟国に対し、「国際司法裁判所の勧告的意見とこの決議に従ってモーリシャスの非植民地化の過程の完了を妨げまたは遅延させるようないかなる行動も慎む」ことを「要請した（call[ed] upon）」、と述べる。

221. モーリシャスは、これに関して、「主権は、領土が不可分の一部である国に当然に帰属する」と述べて、次のように主張する。

「ICJの勧告的意見と国連総会決議73／295に従い、もはや疑いなく、イギリスによるチャゴス群島の分離は国際法に違反しており、イギリスはチャゴス群島に関して主権も主権的権利も持たない。」

モーリシャスはまた、国連総会の要請にも関わらず、イギリスは国際違法行為を中止することを拒否しており、モーリシャスの主権を侵害するチャゴス群島に対する違法な統治が今なお続けられている、と主張する。

222. モーリシャスは、決議73／295におけるモルディブの義務について、国際法の問題としてモルディブはモーリシャスの非植民地化を完了するために国連と協力する義務を有しており、「決議は、イギリスに対し、モルディブとの海洋境界線を交渉するモーリシャスの努力を妨げることを禁じ、モルディブに対してはその交渉を遅延させるためにイギリスの主権の請求を援用することを

禁じている」、と主張する。

223. そして、モーリシャスは、当特別裁判部「もまた、国連総会決議73/295の6項と7項が定める行動を行うよう、求められている」、と主張した。その行動は、次のものである。

「チャゴス群島はモーリシャスの領土の不可分の一部を構成することを承認すること、可及的速やかにモーリシャスの非植民地化を支持すること、及び、その非植民地化の過程を妨げないため、『英領インド洋地域』によりまたはこれのためにとられるすべての措置を承認せず、またその措置に効果を与えないこと。」

* * *

224. さて、ICJは、南西アフリカ事件勧告的意見で、国連総会決議は、「一定の例外はあるが、拘束力はなく勧告的な性格のみを有する」のであり、「総会決議の説得力は実際のところ非常に大きい」けれども、総会は、「法的なレベルではなく政治的なレベルで行動する。総会は、総会決議を法的に拘束力あるものとするものではない」、と述べている（南西アフリカ事件（エチオピア対南アフリカ；リベリア対南アフリカ）、第二段階、判決、*I.C.J. Reports 1966*, p. 6, at pp. 50-51, para. 98；また、黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利に関する紛争（ウクライナ対ロシア連邦）、先決的抗弁仲裁判断²⁰⁾、para. 172を見よ）。

225. また、仲裁裁判所は、黒海沿岸国権利事件の仲裁判断で、「国連総会決議における事実認定及び法的判断の効果は、概していうと、その内容とこれが採択された際の状況と文脈に依る。国際裁判所がこれらの決議に与える重みも、同じである。」（黒海、アゾフ海及びケルチ海峡における沿岸国の権利に関する紛争（ウクライナ対ロシア連邦）、先決的抗弁仲裁判断、para. 174）。

226. 国連総会が決議73/295を採択したのは、総会がチャゴス事件勧告的意見を受け取った後のことである。ICJは、この勧告的意見において、非植民地

20) 訳者注：2022年6月27日のこの仲裁判断は、本翻訳執筆時点でRIAAに掲載されておらず、PCA ウェブサイトに掲載されている。

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

化に関する国連総会の任務、特に非植民地化に関する国連の活動において総会が果たす「重要な役割」を、強調した（1965年のモーリシャスからのチャゴス群島の分離の法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 2019*, p. 95, at p. 135, para. 163）。また、ICJはその文脈で、「モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法は、国連総会が、非植民地化に関する任務を遂行するに当たり、これを決める権限を有する」、と述べている（*Ibid.*, at p. 139, para. 179）。ICJは、続けて、「モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために求められる方法について宣明するのは国連総会であるけれども、すべての加盟国は、その方法を実施するために国連と協力しなければならない」、と述べる（*Ibid.*, at p. 139, para. 180）。

227. このように、国連総会は、モーリシャスの非植民地化の完了に向けて必要な措置をとるよう委ねられている。非植民地化に関する国連総会の一般的な任務と、総会に委ねられているモーリシャスの非植民地化という具体的な職務に照らすと、当特別裁判部は、決議73／295はチャゴス群島の法的地位の評価に関連性を有する、と考える。

228. 国連総会決議73／295は、「ICJの勧告的意見……に従って」「チャゴス群島がモーリシャスの領土の不可分の一部を構成する」ことを、確認した。当特別裁判部は、この確認は勧告的意見についての国連総会の見解である、と考える。

229. 国連総会は、この決議で次のように述べた。

「イギリスが、この決議の採択の時から6ヵ月以内に無条件でチャゴス群島の植民統治から撤退して、モーリシャスが可及的速やかに自国の領土の非植民地化を完了することができるようにすることを、要求する。」

この要求は、勧告的意見に従ってモーリシャスの非植民地化の完了を確保するための「方法」の一つとして、行われたものである。当特別裁判部の見るところ、国連総会が定めた期限が過ぎてもなおイギリスがこの要求に従っていないという事実は、チャゴス群島に対するイギリスの主権の請求についての当特別裁判部の認定（前述173項）を、一層強めている。

230. なお、国連総会決議73/295の6項と7項に基づく義務は当特別裁判部にも適用されるとするモーリシャスの主張についてであるが、同決議の文言からも国連総会の実行からも、同決議7項の「国際的、地域的及び政府間機構(条約により設立されるものを含む。)」への言及は、司法的任務を独立して行使する当特別裁判部その他のいかなる国際裁判所にも、向けられたものではない。

4. 主権紛争の現在の状況

231. 最後に、チャゴス群島に対する主権紛争の現在の状況に、目を向ける。

232. モルディブによると、事実の問題としてイギリスとモーリシャスの間に主権紛争が存在することは、疑いない。モルディブは、「この勧告的意見と国連総会決議があるにも関わらず、イギリスはチャゴス群島に対する請求を維持しており、英領インド洋地域として統治し続けている」、という。モルディブの見解では、モーリシャスはこの事実を認識しており、イギリスの主権の請求に公式に反対している。また、明らかに、主権の問題はモーリシャスとイギリスの間の紛争として存在し続けている、と付言する。

233. モルディブは、自国の請求を支えるため、次の3点を主張した。第一に、紛争が存在するためには、裁判所が、両当事者間での「法または事実に関する論点についての意見の不一致、つまり法的な見解または利益の対立」があるかどうかを、評価しなければならない。本件事件において、「紛争一十分に確立し広く受け入れられている先例がこの概念を定めている—がチャゴス群島に対する主権に関して存在している」。また、イギリスは、ICJが勧告的意見を与える前も与えた後もチャゴス群島に対する主権の請求をしているのは事実である。したがって、イギリスとモーリシャスのいずれがチャゴス群島に対する主権者であるかについて両国の間で紛争が存在していることに、疑いの余地はない。

234. 第二に、イギリスの法的立場の見込み(plausibility)があるとかないという程度のことで、紛争が存在するかどうかの判断には関連しない。黒海

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」（第28号事件）先決的抗弁判決（2）

沿岸国権利事件の先例によると、モーリシャスの主張とは異なり、特別裁判部は、チャゴス群島に対するイギリスの主権の請求が「存在する見込みがある（plausible）」かどうかを分析するのではなく、それが存在するかどうかのみを評価しなければならない。

235. 第三に、いずれにせよモーリシャスは、イギリスの主権の請求が存在する見込みがあることを、確証していない。したがって、「もし特別裁判部がイギリスの請求が存在する見込みを検討すべきであると判断することになるのなら、特別裁判部は、イギリスの請求が（少なくとも）存在する見込みがあるという結論を示すべきである」（訳者注：下線部（原文ではイタリック体）の強調は原文ママ）。

236. モルディブは付言して、「イギリスとモーリシャスの間の主権紛争の存在を特別裁判部が認めたとしても、イギリスの請求に十分に根拠があることを認めたことにはならない」、という。そして、特別裁判部が管轄権を否認する場合、特別裁判部は、勧告的意見の真の射程と法的効果に従って、またこうした事情において裁判所の権限に関する国際法上確立した原則に従って、行動したに過ぎない、と述べた。

237. これに対し、モーリシャスは、「ICJの勧告的意見に照らすと、領域主権についての紛争は存在しないから、特別裁判部がモーリシャスとモルディブの間の海洋境界画定を行うことを妨げるものはない」、と主張する。モーリシャスの見解では、「イギリスが政治的な理由で国際法上根拠のない請求を行い続けることにしたからといって、このことが、特別裁判部が本件裁判において管轄権を行使することを妨げることはありえない」、という。

238. モーリシャスは、「イギリスが、ICJの判断に逆らって、チャゴス群島に対する主権に対する請求を維持しているからといって、その請求が存在する見込みがある（plausible）とか請求に論拠がある（arguable）ことにはならない」、という。モーリシャスはまた、イギリスのそのような権利の主張は、明らかに国際法に反しており、論拠がない。モーリシャスによると、「これらの語は、イギリスが言ったかモルディブが真似たかはともかく、結局はただ主

張しただけ」であって、「法の問題としては、紛争の存在を確証しえないし、特に、紛争が国際裁判所の権威ある宣明で解決された後は尚更そうである」、という。

239. モーリシャスの説明によると、モーリシャスは、「イギリスはチャゴス群島に対する主権を主張し続けているが、その主張は、イギリスの主権は存在する見込みがない—本当は見込みがあるにも関わらず—から無視すべきである」、とは言っていない。モーリシャスが主張していることは、「イギリスの主張は無関係である、なぜなら、主権問題は、ICJが、チャゴス群島はモーリシャスの領土の不可分の一部でありイギリスが統治を続けることは違法であり終了しなければならないと判断したことで、すでに解決されているから」であり、したがって未解決の主権紛争は存在しない、ということである。

240. モーリシャスは、本件裁判において、特別裁判部はチャゴス群島に対する領域的請求の競合について判断する必要はない、なぜならICJが勧告的意見でチャゴス群島はモーリシャスの領土の一部であると確定的に判断しているからである、という。

241. モーリシャスは、黒海沿岸国権利事件について、ウクライナは、本件事件におけるモーリシャスと異なり、ウクライナの主権が争われていないという主張を支持するような権威ある司法的判断または法的判断を示すことができなかった、という。モーリシャスによると、「附属書VII仲裁裁判所は、その事件において、本件事件での特別裁判部と異なり、いずれの国が当該領土に対する主権者であるかを自らで判断しなければならなかった。仲裁裁判所は、この問題について依拠しうるような事前の司法的判断なしに、この問題を検討したのである」、という。これと異なり、モーリシャスが本件裁判で依拠しているのは、「両国とも、ICJが権威あるかつ正しい法的判断を行ったことを認めている」ことである。そして、モーリシャスは、ICJの意見に依拠することと国連の政治的機関の決議に依拠することの間には、「雲泥の差」がある、と述べた。

* * *

242. さて、チャゴス群島に対するモーリシャスとイギリスの長期にわたる

【資料】国際海洋法裁判所「モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件」(第28号事件) 先決的抗弁判決 (2)

主権紛争があることは、疑いない。上述したように、このことは、仲裁裁判所が、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断で確認している。

243. しかし、本件裁判における主要な問題は、チャゴス群島の法的地位がICJの勧告的意見で明確にされているかどうか、である。当特別裁判部の見解では、イギリスとモーリシャスそれぞれがチャゴス群島に対する請求を行い続けていることは、重要ではない。もし、ICJが、チャゴス群島はモーリシャスの領土の一部であると判断したのなら、モーリシャスが主張するように、イギリスがチャゴス群島に対する主権を請求し続けていることは、「単なる主張」以上のものではない。しかし、そのような主張は紛争の存在を証明することにはならない。当特別裁判部は、次のことを想起する。

「争訟事件の一方の当事者が他方の当事者との間に紛争が存在すると主張するだけでは、十分でない。ただ主張するだけでは紛争の存在を証明するに十分でないのと同様、紛争の存在をただ否認するだけでは紛争の不存在を証明するに十分でない。」

(南西アフリカ事件 (エチオピア対南アフリカ；リベリア対南アフリカ)、
先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 1962*, p. 319, p. 328)

244. 当特別裁判部は、本件事件は、モルディブが自国の立場を支えるため依拠する黒海沿岸国権利事件とは異なる、と考える。この黒海沿岸国権利事件で、附属書VII仲裁裁判所は、クリミアに対する主権の請求に関する主要な問題について、司法機関による事前の権威ある判断に依拠できるという利益を有していなかった。しかし、本件裁判はそうではないように思われる。

245. ICJの勧告的意見は、特に、イギリスがチャゴス群島の統治を続けていることは継続的性格を有する違法行為であると判断しており、この意見に照らして、当特別裁判部は、チャゴス群島に対する主権紛争の存在という事実問題についてのモルディブの主張は説得力がある、とは思わない。

5. 主な認定事実の概略

246. チャゴス群島の法的地位に関連する認定事実の概略は、次のものである。
- 仲裁裁判所は、チャゴス海洋保護区事件仲裁判断において、チャゴス群島についてイギリスとモーリシャスの間で主権紛争が存在することを認めつつも、当該紛争を扱う管轄権を持たない、と判示した。他方、その仲裁裁判所は、主権の問題を害することなく、モーリシャスはチャゴス群島に関して一定の権利（漁獲の権利、防衛目的の必要がなくなったらチャゴス群島の返還を受ける権利、チャゴス群島近海で発見されるすべての鉱物と石油の利益を得る権利を含む。）を有する、と判示した。このことが示しているように、主権の問題を別にして、チャゴス群島は特別の制度に服しており、この制度に基づきモーリシャスは一定の海洋権利を有している。
 - ICJがチャゴス事件勧告的意見でモーリシャスの非植民地化問題について示した判断は、チャゴス群島の法的地位について法的効果と明確な意味を有している。イギリスはチャゴス群島に対し主権を請求し続けているが、この請求はICJの判断に反している。非植民地化の過程はまだ完了していないにせよ、チャゴス群島に対するモーリシャスの主権は、ICJの上記の判断から推論することができる。
 - 国連総会決議73/295は、モーリシャスの非植民地化の完了を確保するために必要な方法を定める権限は国連総会が有することを踏まえて、イギリスに対し、決議の採択の時から6カ月以内にチャゴス群島の統治から撤退するよう、要求した。国連総会が定めた期限が過ぎてもなおイギリスがこの要求に従っていないという事実は、チャゴス群島に対するイギリスの主権の請求はICJが勧告的意見で示した権威ある判断に反しているという当特別裁判部の認定を、一層強めている。

C. 第一及び第二の先決的抗弁についての特別裁判部の結論

1. 第一の先決的抗弁について

247. 上述の認定事実に照らすと、イギリスがチャゴス群島に関して現在いかなる利益（interests）を有していようと、イギリスは十分な法的利益（sufficient legal interests）を有する国とはいえず、したがって、イギリスは、チャゴス群島周辺海域の海洋境界画定によって影響を受けるような不可欠当事者ではない。当特別裁判部の見解では、チャゴス群島に対する統治が継続的性格を有する違法行為を構成したがって可及的速やかにその統治を終わらせなければならないにも関わらず未だにそのようにしていないイギリスは、本件境界画定によってもたらされるチャゴス群島周辺海域の恒久的な解決に、何ら法的利益を有し得ない。

248. これらの理由で、当特別裁判部は、イギリスは本件裁判の不可欠当事者ではない、と結論づける。したがって、モルディブの第一の先決的抗弁を却下する。

2. 第二の先決的抗弁について

249. 当特別裁判部が回答すべき質問は、モーリシャスは、チャゴス群島に関してモルディブとの関係で、海洋法条約74条1項及び83条1項の意味における向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国であるかどうか、である。

250. 当特別裁判部の見るところ、上述の認定は全体として、モーリシャスは、その非植民地化の過程が完了していなくとも、海洋境界画定を行うに当たりチャゴス群島に関して沿岸国とみなすことができる、と結論づけるだけの十分な根拠を提供する。当特別裁判部の見解では、モーリシャスをそのような国として扱うことは、チャゴス海洋保護区事件で示された判断に合致するし、特に、チャ

ゴス事件勧告的意見で示された判断(総会決議73/295はこの判断に基づき行動した)にも、合致する。

251. 以上の理由で、本件事件の状況において、当特別裁判部は、モーリシャスは、モルディブとの関係で、海洋法条約74条1項及び83条1項の意味における向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国であるとみなすことができ、したがってこれらの条のそれぞれ3項の意味における関係国である、と考える。以上より、モルディブの第二の先決的抗弁を、却下する。

(未完)

(2024年4月6日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS 科研費19H00567)による成果の一部である。